

令和7年12月22日

委託契約に含まれるべき事項の追加について

島根県松江市八幡町882番地2
アースサポート株式会社
代表取締役 尾崎俊也

2025年4月22日に廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の4の2の「委託契約に含まれるべき事項」に下記事項が追加されました。同施行規則は2026年1月1日より施行されるため、本通知を以って、契約者の皆様と現在締結しております産業廃棄物処理委託契約書に下記変更を加えさせていただきたく思います。当該提案に異議がある契約者は本通知の受領後10日以内に弊社までご連絡をいただくようお願いいたします。意義がない場合には、本提案に同意したものとみなさせていただきます。

記

各処理委託契約書中の「委託者側からの適正処理に必要な情報」内に次の条項を追加する。

1 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第一種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第二項に規定する第一種指定化学物質（同法第5条第1項の規定により第一種指定化学物質等取扱事業者が排出量及び移動量を把握しなければならない第一種指定化学物質に限る。）が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合

2 第一種指定化学含有等の有無（有・無）

含有等がある場合、含有又は、付着する対象物質の名称及び量又は割合

対象物質の名称	添付するWDSの記載のとおり
量又は割合	添付するWDSの記載のとおり

以上

【お問合せ先】

アースサポート(株) 営業部 営業事務係 電話番号：(0852) 37-2890

※ガイダンス2番